



市場を中心とする健全な経済社会への道

- 健全な市場の構築、社会の耐震化、市場の積極的活用に向けた7原則 -

2010年4月22日

公益社団法人 経済同友会

目次

要旨	i
はじめに	1
1. 金融・経済危機を超えて 「市場」をめぐる3つの課題	4
【課題】自由と規律の均衡がとれた「健全な市場の構築」	5
【課題】市場経済の基盤となる「社会の耐震化」	6
【課題】自律的成長に向けた「市場の積極的活用」	6
2. 市場を中心とする健全な経済社会を築くための「7原則」	8
(1) 自由と規律の均衡がとれた「健全な市場の構築」	8
【原則1】経営トップは、企業倫理の実践者として行動する。	9
【原則2】市場参加者は、相互の規律づけで市場の自己統治力を強化する。	11
【原則3】政府は、市場を機能させる観点から規制環境を再設計する。	13
(2) 健全な市場経済の基盤となる「社会の耐震化」	15
【原則4】国民の安心を支える社会基盤を充実させる。	15
【原則5】リスク・危機管理体制を不断に強化する。	17
(3) 自律的成長に向けた「市場の積極的活用」	19
【原則6】民間主導で、社会的課題を意識した価値創造を追求する。	19
【原則7】わが国は世界やアジアの持続可能な発展に貢献し、共に成長する。	20
3. 我々のめざす経済社会の姿	22
おわりに	22

要旨

はじめに

1. 世界金融・経済危機を契機に、「市場」に対する信頼が揺らいでいる。こうした状況下、わが国がグローバル化や少子・高齢化などの諸課題に対応し、安心して豊かな国民生活を確保するためには、市場機能を積極的かつ上手に活用し、民間部門の潜在力を十分に発揮させることが喫緊の課題である。
2. 自由な市場競争は、経済社会の発展の原動力である。経済同友会が提唱してきた「市場主義」「市場の進化」は、市場機能の活用と同時に、市場ルールの遵守、社会的な安定・安心を確保する基盤づくり、市場参加者が経済的合理性の追求に加えて「社会性」「人間性」を重視する価値観の醸成を求めたものであり、過度な短期的利益の追求や、極端な経済格差を許容するものではない。
3. ただし、今回の危機が示したように、市場は放置すればその欠陥を露にする。すなわち、市場は「強欲さと無責任さ」を持った市場参加者に乱用されやすい。また、世界的な過剰流動性(カネ余り)の問題は解決しておらず、次の熱狂が何らかの形で発生することが懸念される。さらに、市場が機能不全を起こしたり、市場機能が働いて急激な調整が行われたりする結果、社会を不安定にしてしまう。
4. 市場を積極的かつ上手に活用していくために、こうした市場の欠陥にいかに対応し、克服していくかという問題意識を起点に、市場を中心に健全な経済社会を構築するための「7原則」を提示する。経済同友会は、「健全な市場の構築」に努め、「社会の耐震化(安定的な社会を実現する仕組みの整備)」を図り、今後の日本経済の発展のために「市場を積極的に活用する」方針を堅持する。

「市場」をめぐる3つの課題

5. 今回の危機では、随所で自己規律が働かず、問題が拡大した。公正な競争や国民の安全等を確保するために適切なルールの整備や監視の強化は必要である。しかし、政府による規制が過剰になると市場の機能を歪め、市場の活力がそがれる。**健全な市場の構築**に特効薬は存在せず、市場参加者・関係者の自己規律と政府による規制の最適な配分を模索する中で、自由と規律の均衡がとれた健全な市場を構築していくことが必要である。
6. 経済の振幅が激しい時代となり、危機が起きた際の影響は地球的規模で波及し、社会を不安定にする。また、グローバル大競争を勝ち抜いていくためには、構造改革や産業の新陳代謝が不可欠であり、社会の不安定要素が増す。したがって、市場経済の重要なインフラ整備の一部として、**社会の耐震化**、すなわち、危機や改革に伴う負の影響を緩和・軽減しながら、環境変化への対応を促し、安定的な社会を実現する仕組みを整える必要がある。

7. 危機からの回復過程において、いつまでも政府に依存し続けていては、財政状況の一層の悪化を招き、民間部門の活力も生まれない。したがって、**市場の積極的な活用**による自律的な成長戦略を描くことが課題である。その際、時代の環境変化に対応して産業や企業の新陳代謝を促しながら、人々の生活に真の付加価値をもたらし、社会的課題の解決と世界の持続可能な発展に資する分野で需要を掘り起こすことが求められている。

危機の段階	問題点	課題
発生過程	<ul style="list-style-type: none"> 市場機能への過信 働かなかった自己規律 規制・監督体制の不備 巨額の流動性放置 	<p>【課題】</p> <p>自由と規律の均衡がとれた健全な市場の構築</p>
波及過程	<ul style="list-style-type: none"> 経済の振幅の激しさとそれに伴う被害の規模や範囲の甚大さ、波及速度の速さ セーフティネットの不備 	<p>【課題】</p> <p>市場経済の基盤となる社会の耐震化</p>
回復過程	<p>(特にわが国の課題として)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造的問題の未解決(構造改革の未完) 財政状況の悪化と政府依存の高まり 自律的な成長戦略の不在 	<p>【課題】</p> <p>自律的成長に向けた市場の積極的活用</p>

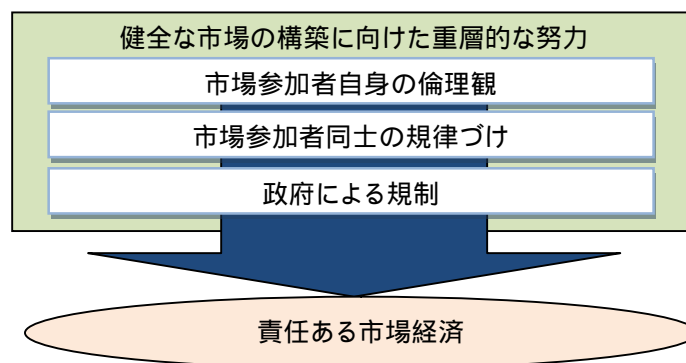
市場を中心とする健全な経済社会を築く「7原則」

8. 自由と規律の均衡が取れた健全な市場の構築には、三つの重層的な努力を不断に積み重ねていく必要がある。すなわち、市場参加者自身の倫理観の醸成、市場参加者同士の規律づけ(市場の自己統治)、政府による適切な規制である。我々企業経営者は、信頼の要となって、市場参加者が倫理や社会的責任を重視する「責任ある市場経済」を追求していく。

【原則1】 経営トップは、企業倫理の実践者として行動する。

【原則2】 市場参加者は、相互の規律づけで市場の自己統治力を強化する。

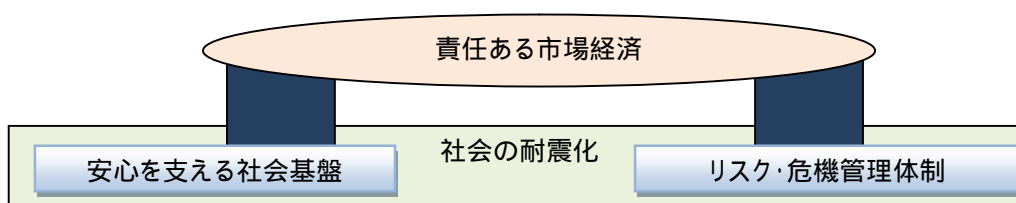
【原則3】 政府は、市場を機能させる観点から規制環境を再設計する。



9. 市場経済の基盤となる耐震化を図るためには、国民の安心を支える社会基盤（セーフティネット、医療、教育など）の充実、危機や改革に伴う負の影響を最小限にとどめるためのリスク・危機管理体制の強化、が必要である。

【原則4】 国民の安心を支える社会基盤を充実させる。

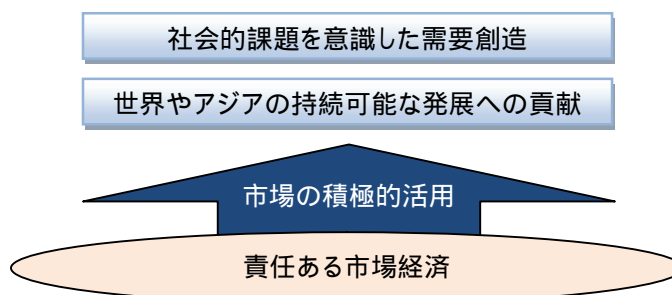
【原則5】 リスク・危機管理体制を不断に強化する。



10. 成熟期にある日本経済において、新たな成長の源泉となるのが、社会的課題の中に存在する潜在的需要の掘り起こし、世界やアジアの持続可能な発展へのビジネスを通じた貢献、である。これらのフロンティアを開拓するため、市場機能を社会の利益のために積極的に活用するという視点が不可欠である。

【原則6】 民間主導で、社会的課題を意識した価値創造を追求する。

【原則7】 わが国は世界やアジアの持続可能な発展に貢献し、共に成長する。



我々のめざす経済社会の姿

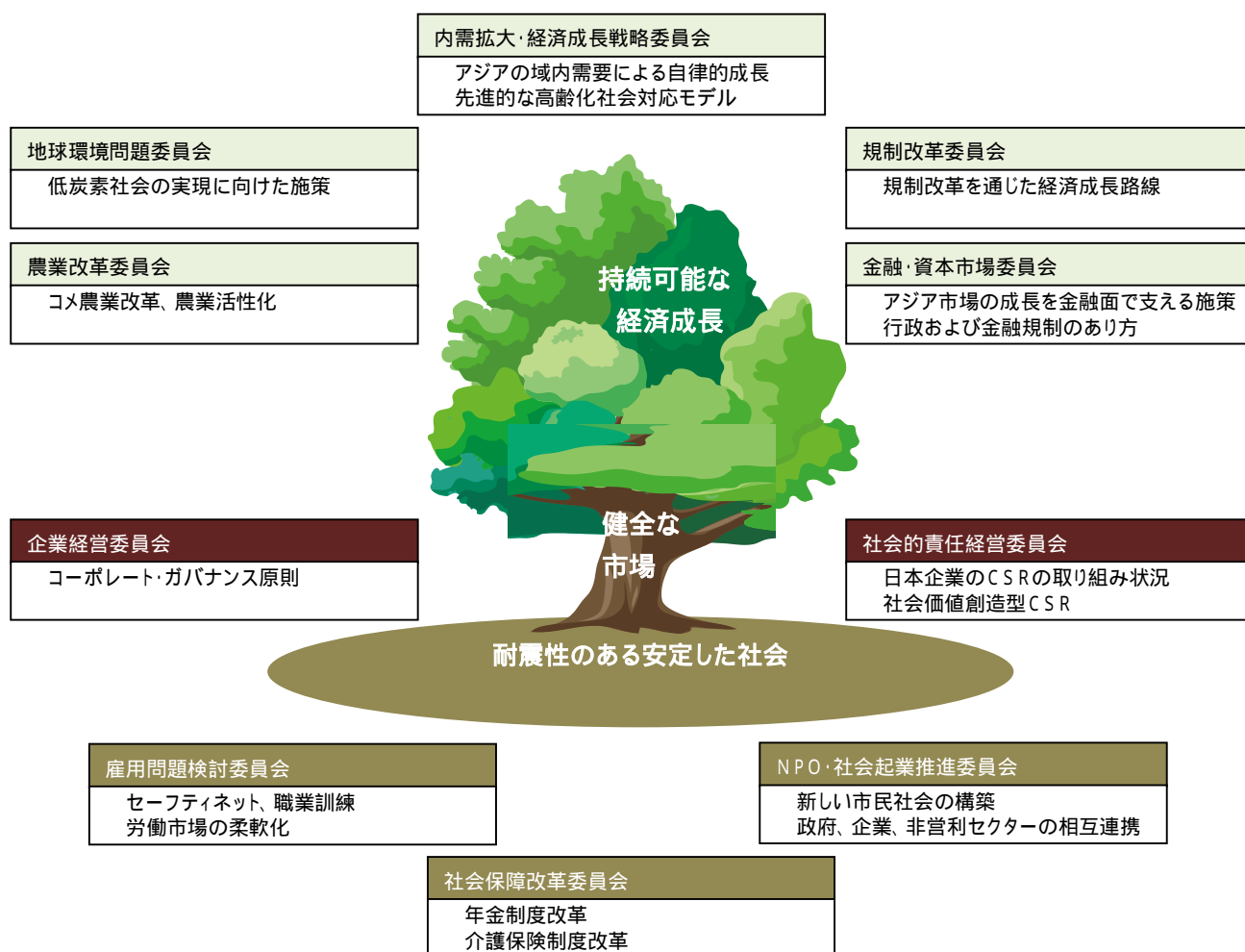
11. こうした原則に基づいて課題を解決する先に見えてくるのが、我々のめざす市場を中心とする健全な経済社会の姿である。

- 企業は、自由な市場競争を通じて、たゆまざるイノベーションに取り組み、人々の生活に真の付加価値をもたらし、世界の持続可能な発展に資する最先端の技術、製品、サービスを提供し続ける。また、企業倫理や社会的責任を重視した経営を実践する。「市場の進化」が社会的に定着し、こうした企業が市場で評価を受ける。
- 個人は自立し、市場参加者として当事者意識を持ち、健全な市場の構築や、安定した社会の実現に主体的に関与する。環境の変化にも柔軟に対応しながら自らの能力を高め、それぞれの幸せを追求する。

- 政府は、こうした企業や個人の努力を側面支援する立場に徹し、事後監視に軸を置いた自由で公正な競争を担保する環境を整備する。また、再挑戦を可能にするセーフティネットを用意する。さらに、危機の際には、問題解決に向けて迅速に対応できる体制を予め築いている。
- 政府、企業、市民社会などあらゆるセクターが連携し、それぞれの有する資源を活用し、危機にも耐え得る国民の安心を支える社会基盤が築かれている。
- わが国は、健全な市場と安定した社会を実現し、グローバル大競争を勝ち抜き、世界の持続可能な発展に貢献し、責任ある市場経済の主要な柱として存在し続ける。

12. 今後、経済同友会としては、各委員会の成果を体系的にまとめていくことによって、我々のめざすべき経済社会のあり方を、より明確かつ具体的に示していくことが必要である。

参考 他委員会での検討テーマ(一部の委員会につき例示)



はじめに

経済同友会は、市場機能を積極的に活用する民間主導型社会の実現をめざしてきた。しかし、今回の世界金融・経済危機を契機に、「市場¹」に対する信頼が大きく揺らいでいる。それは、過度に短期的利益を追求し、市場を乱用した「強欲さと無責任さ」への批判の表われであるが、一部には資本主義や自由市場経済そのものを疑問視する声さえある。

特にわが国では、金融危機に加え、「官から民へ」を掲げた構造改革路線も「市場原理主義」に基づくものとして批判され、政治の場では「近年の行き過ぎた市場原理主義とは決別すべき²」「冷戦後の日本は、アメリカ発のグローバリズムという名の市場原理主義に翻弄されつづけた³」といった主張が相次いだ。こうした雰囲気の中で、昨年秋に政権交代が行われ、家計直接支援への傾斜や郵政民営化の見直しなどの政策に象徴されるように、わが国がめざす経済社会のあり方を見直そうとするような動きも出てきている。

こうした状況下、わが国が、グローバル化の進展、中国やインドなど新興諸国の台頭、急速な少子・高齢化と人口減少、財政の危機的状況などの諸課題に対応し、安心して豊かな国民生活を確保するためには、必要な諸改革を後退させることなく推進するとともに、市場機能を積極的かつ上手に活用し、民間部門の潜在力を十分に発揮させることが喫緊の課題である。その意味で、こうした

¹ 本提言では、「市場」「市場主義」「市場原理主義」を以下のとおり定義する。

市場(market)：市場という概念は幅広い。本提言では、主として以下の2つの意味で使用する。第一は「具体的取引の場」であり、金融市場のみならず、財・サービス市場、労働市場を含め、あらゆる場を包含する。第二は「市場メカニズム(市場機能)」であり、競争に基づく価格形成機能を通じて、需給調整が行われ、効率的な資源配分を可能とするメカニズムである。

市場主義(commitment to market principles)：公正なルールに基づき、市場メカニズムの活用を経済運営の基本とするもの。

市場原理主義(market fundamentalism)：市場の運営のあり方について、「規制をすべて撤廃し、自由にすれば、市場は効率的な結果を生み出し、自己修正的であり、安定する」と主張する意見である。ミルトン・フリードマンなど一部の学者が主張していると言われる。

このように、「市場」「市場主義」が一般名詞であり、資本主義の基本的な仕組みを指すのに対し、「市場原理主義」は特定の主張を指す固有名詞であり、「市場主義」と「市場原理主義」は同義ではない。

² 自由民主党『政権公約2009』

³ 鳩山由紀夫「私の政治哲学」(『Voice』2009年9月号、PHP研究所)

視点が不十分と思われる現政権の方向性には不安がある。

自由な市場競争は、経済社会の発展の原動力である。市場がうまく機能すれば、意欲ある誰もが挑戦の機会を与えられ、事業に必要な資金調達の途が開かれ、競争による切磋琢磨を通じて創意工夫や多様な知恵が生み出され、顧客や消費者に多様な選択肢が提供される。このような多様な機能を果たす市場こそ、人々が生き活きと輝き、希望を持てる国を築くために必要不可欠な基盤である。

経済同友会が提唱してきた「市場主義」や「市場の進化⁴」も、市場機能の活用と同時に、市場ルールの遵守、社会的な安定・安心を確保するための基盤づくり、市場参加者が経済的合理性の追求に加えて「社会性」「人間性」を重視する価値観の醸成（＝「市場への進化」）を求めたものであり、「市場を積極的に活用する」という考え方は、決して過度な短期的利益の追求や極端な経済格差を是認するものではない。

ただし、今回の危機があらためて示したように、市場は放置すればその欠陥を露にすることも認めざるを得ない⁵。すなわち、市場は往々にして行き過ぎが生じ、「強欲さと無責任さ」を持った市場参加者によって乱用されやすい。また、市場が機能不全を起こして急速な信用収縮が生じたり、消費や貿易の急減、企業業績の悪化、失業者の急増など、市場機能が働いて急激な調整が行われたりする結果、社会を不安定にしてしまう。こうした市場の欠陥への対応策が不十分なまま市場の積極的活用を訴えても、国民の共感は得られない。

本委員会では、以上の問題意識に基づき、「市場を積極的かつ上手に活用していくために、市場の欠陥にいかに対応し、どう克服していくか」という問題意識を起点に、市場をめぐる諸課題について検討してきた。その結果を踏まえ、我々が信頼の要となって行動し、市場を中心とする健全な経済社会を構築するための「7原則」をここに提示する⁶。

⁴ 市場の進化 (Market Evolution)： 経済同友会が『21世紀宣言』(2000年12月)で提唱した新しい概念。その内容については、次頁囲み記事参照。

⁵ 危機の震源地となった米国でも、「規制をすべて撤廃し、自由化を推進しても、市場は自律的に安定する」という説に疑問を呈し、「市場は放置すると暴走する」という考え方をとる経済学者が支持を得てきている。例えば、ジョージ・A・アカロフ/ロバート・シラー『アニマル・スピリット』(東洋経済新報社、2009年)、ジョセフ・E・スティグリッツ『フリーフォール』(徳間書店、2010年)など。後者は、「金融市場が自然にうまく機能するわけではないこと、市場が自己修正できるわけがないことが明らかになった」「政府の役割と市場の役割とのバランスがうまくとれたものにつくり直していかなければならない。バランスがうまくとれたら、より効率的で安定した経済が生まれうる」と指摘している。

⁶ 本委員会では、今回の金融危機を視野に入れつつも、金融市場の個別具体的課題は他委員会の検討に委ね、ここでは広く「市場」を捉え、健全な市場のあり方について検討した。

「市場」に関する経済同友会の基本的考え方

経済同友会「市場主義宣言」(1997年1月)より

高度成長期のように分かりやすい一つの目標に向けて国民の総意を纏め、政府がリードすることが出来る時代ではない。そうした中で政府が先行きを規定し、市場に介入することは、市場参加者の自由な挑戦や選択を縛り、多様な発展の可能性を閉ざすことで、むしろ失敗する確率の方が大きい。国際化、情報化、経済の自由化、価値観の多様化の流れの中では、もはや市場機能を通じて発揮される先見性によらずしては、誰も先を見通すことはできない。将来の経済の姿は、市場における自由な競い合いと消費者の選択の中から形作られるものである。…(中略)…

もちろん、市場は野放図な自由放任の世界ではない。市場が有効に機能し、市場によって下される評価が公正なものであるためには、競争政策や情報開示、さらには市場監視機能など、市場を支える基盤が整備される必要がある。市場はできるだけ自由な場であるとともに、こうした明確なルールに基づいて運営されねばならない。…(中略)…

同時に、市場だけで国民が直面するすべての問題が解決できるわけではない。そこで、市場に委ねるべき問題と市場では解決できない問題を峻別し、個人、企業、政府の役割分担を再確認する必要がある。市場の活動は個人と企業の自由な活動に委ね、政府は市場の活動に直接関与することは避け、事後的監視に徹する。一方、真の社会的弱者の救済や社会的に許容される限度を超える所得格差の解消など、市場の外で問題解決を図ることが政府の役割となる。

経済同友会「21世紀宣言」(2000年12月)より

市場での競争が効率的な価値創造の原動力である。我々は、市場機能を積極的に評価し、活かしていかなければならない。わが国では未だに市場のダイナミズムが不十分であり、市場原理は徹底していない。我々は改めて、市場機能の徹底活用の必要性を強調したい。…(中略)…

また、こうした市場機能の活用と並行して、社会的な安定・安心を確保するための基盤づくりが必要である。そのためには、失敗しても再挑戦できる社会を作ることが何より重要であり、具体的には労働市場の整備をはじめとする規制改革が必要である。…(中略)…

我々は、市場機能のさらなる強化とともに、**市場そのものを「経済性」のみならず「社会性」「人間性」を含めて評価する市場へと進化させる**よう、企業として努力する必要がある。市場は、価格形成機能を媒介として資源配分を効率的に進めるメカニズムを備えているが、社会の変化に伴い市場参加者が「経済性」に加えて「社会性」「人間性」を重視する価値観を体現するようになれば、それを反映して市場の機能もより磨きのかかったものとなるダイナミズムを内包している。いわば市場は社会の変化と表裏一体となって進化するものである。

桜井正光代表幹事就任挨拶「新・日本流経営の創造」(2007年4月)より

今なすべきことは、まず改めて、さまざまな「改革」が目指したものは何かを、原点に立ち返って確認することです。そして、過去の成功体験にとらわれることなく、改革の先にある日本の姿を描き、改革そのものの強化と促進を図らなければなりません。

それは、経済同友会が、これまで繰り返し主張してきたように、**市場の機能を信頼し、その評価を尊重する「市場主義」に立脚した経済社会の構築**であります。自由な競争を確保する「市場主義」こそが、経済社会の活性化、成長、発展の基盤となり、国際社会に価値ある貢献をしていくための持続可能な唯一の仕組みであることの再確認が重要です。

1. 金融・経済危機を超えて 「市場」をめぐる3つの課題

リーマン・ショックから1年半余りが経過し、主要国は危機後の「出口戦略」を模索する段階に入った。金融危機の原因、実体経済への波及過程、各国の対応策（金融システム安定化、景気・雇用対策）については、既に数多くの解説や分析⁷が行われているが、我々の問題意識に照らし、今回の危機が示した「市場」をめぐる課題を整理すると、以下のとおりとなる。

危機の段階	問題点	課題
発生過程 ↓	<ul style="list-style-type: none"> 市場機能への過信 働かなかった自己規律 規制・監督体制の不備 巨額の流動性放置 	<p>【課題】</p> <p>自由と規律の均衡がとれた健全な市場の構築</p>
波及過程 ↓	<ul style="list-style-type: none"> 経済の振幅の激しさとそれに伴う被害の規模や範囲の甚大さ、波及速度の速さ セーフティネットの不備 	<p>【課題】</p> <p>市場経済の基盤となる社会の耐震化</p>
回復過程	<p>(特にわが国の課題として)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造的問題の未解決(構造改革の未完) 財政状況の悪化と政府依存の高まり 自律的な成長戦略の不在 	<p>【課題】</p> <p>自律的成長に向けた市場の積極的活用</p>

⁷ 全体を概観するものとしては、以下の報告書が参考となる。

経済同友会『米国発の金融危機とわが国金融の今後の課題』(2009年4月22日)

内閣府『世界経済の潮流:2008年 - 世界金融危機と今後の世界経済 - 』

(2008年12月15日)

同『2009年 - 世界金融・経済危機の現況 - 』(2009年6月5日)

同『2009年 - 雇用危機下の出口戦略:景気回復はいつ? 出口はどのように? - 』

(2009年11月30日)

経済産業省『通商白書2009』(2009年6月19日)

【課題】自由と規律の均衡がとれた「健全な市場の構築」

今回の危機の一因となったサブプライム・ローン問題では、不動産価格の上昇を背景にした返済能力の低い低所得者への貸付拡大、証券化への過信、情報の非対称性下における実態と乖離した格付け、過剰なレバレッジなど、随所で自己規律が働かず、問題が拡大した。このように、プロフェッショナルとして果たすべき責任を果たさず、過度な短期的利益の追求に走ったことが危機の原因として指摘されているが、これは金融の世界に限らず、企業経営の現場において常に起こり得る問題である。

また、米国の経常赤字やその裏側にある産油国などの外貨準備の増加等に起因する世界的な過剰流動性（いわゆる「カネ余り」）の問題は、根本的には解決していない。金融危機への対応として主要国の中央銀行が流動性を供給し続けた結果としてマネーサプライも拡大しており⁸、むしろ次の熱狂⁹が何らかの形で発生することが懸念される。特に、グローバルに市場の一体化が進み、異なる価値観や行動原理を持つ市場参加者が今後増えていく中では、市場参加者の自己規律を保つことがより一層重要な共通課題となっていく。

今回の金融危機を受けて、世界では金融規制の強化が進められている。また、わが国では環境変化に対応するための構造改革が途半ばのところ、危機が直撃し、改革の痛みが拡大したため、金融以外の分野でも、例えば労働者派遣法の改正案など規制強化の流れが起きている。もちろん、いかなる市場においても公正な競争や国民の安全等を確保するために適切なルールの整備や監視の強化は必要である。しかし、政府による規制が過剰になると市場機能を歪め、市場の活力がそがれ、実体経済に悪影響を及ぼしかねない。また、あらゆる事態を想定した法整備は不可能であり、違法行為や法の網の目をかいくぐる潜脱行為を完全に防ぐことはできない。

したがって、この問題に特效薬は存在せず、市場参加者・関係者の自己規律と政府による規制の最適な配分を模索する中で、自由と規律の均衡がとれた健

⁸ 名目GDPに対するマネーサプライの割合を示す「マーシャルのK」は、日本・米国・ユーロ圏・中国のいずれも金融危機後に上振れしている。中島厚志「問われる出口戦略とその後の経済対策」(みずほ総合研究所HP、2010年3月17日)を参照。

⁹ チャールズ・P・キンドルバーガー『熱狂、恐慌、崩壊 金融恐慌の歴史』(日本経済新聞社、2004年)は、「熱狂(manias)と呼ばれる過剰投機と、その行き過ぎの反動としての危機、崩壊、あるいは恐慌などの激しい変動は…(中略)…歴史的には普通に見られる現象である」と指摘し、「熱狂」という言葉を使用している。

全な市場を構築していくことが必要である。

【課題】市場経済の基盤となる「社会の耐震化」

今回の危機では、米国の一投資銀行の破綻が瞬時に世界の金融システム全体を機能不全に陥らせ、消費や貿易の急減、企業の業績悪化、失業者の急増など市場機能が働いて急激な調整が行われた結果、各国の実体経済に甚大な被害をもたらした。こうした実態に見られるように、グローバル化とIT化の進展も相俟って、経済の振幅が非常に激しい時代となり、危機が起きた際の影響は地球規模で急速に波及し、社会を想像以上に不安定にする。サブプライム・ローン問題とは無関係の人々が突然職を奪われるという現実を目の当たりにすれば、「市場」に対する不信感が高まるのは自然の成り行きとも言える。

また、今後激しさを増すグローバル大競争の荒波の中でわが国が勝ち抜いていくためには、構造改革や産業の新陳代謝が不可欠である。その過程では社会の不安定要素が増すことも予想され、適切な対応がなされなければ、必要な改革や新陳代謝も進まない。

したがって、市場経済の重要なインフラ整備の一環として、社会の耐震化、すなわち、危機や改革に伴う負の影響を緩和・軽減しながら、新しい環境変化への対応を促し、安定的な社会を実現する仕組みを整える必要がある。

【課題】自律的成長に向けた「市場の積極的活用」

今回の危機を受けて、各国協調の下、金融システム安定化に向けた諸施策や景気の底割れを防ぐための大規模な財政出動が実施された。被害が地球規模で拡大する場面においては、政府が市場に介入し、一気に問題を解決していく必要がある。

他方、今後の回復過程において、いつまでも政府の主導的役割に依存し続けていては、財政状況の一層の悪化を招き、民間部門の活力も生まれない。したがって、市場をめぐるもう一つの課題として、危機からの「出口戦略」において、市場機能の積極的活用による自律的な成長戦略をいかに描けるかが問われている。

しかし、わが国は従来から「官主導・中央集権型の経済運営」「競争抑制的な規制や慣行」といった構造的課題の解決が課題となっており、政府依存体質が

ら脱却することは容易ではない。

また、成熟経済の中で、我々は新たな成長の源泉を求めていかなければならない。それは、かつての高度成長期のような大量生産・消費型成長モデルでもなければ、行き過ぎたマネーゲームを奨励するような成長モデルでもないはずである。むしろ、時代の環境変化に対応して産業や企業の新陳代謝を図りながら、人々の生活に真の付加価値をもたらし、社会的課題の解決と世界の持続可能な発展に資するような分野で需要を掘り起こし、人材、資金、知恵を投入していくような成長モデルが求められている。

なお、市場に対する信頼の揺らぎと、危機下における政府の役割の高まりを受けて、「新自由主義 vs ケインズ主義」「神の見えざる手 vs 有効需要の原理」といった経済学論争に注目が集まった。このような二分法的な議論はわかりやすいが、ますます複雑化する現実の世界では、主義・主張を超え、国内外の叡智を結集し、その時々状況に応じて最適な処方箋を用意する柔軟な発想が必要であり、危機対応や今後の成長戦略についても同様である。

こうした課題を解決するために、我々は少なくとも以下の「7原則」に留意し、具体的行動に結び付けていく必要があると考える。

「7原則」の全体像

【課題】 自由と規律の均衡がとれた「健全な市場の構築」

【原則1】 経営トップは、企業倫理の実践者として行動する。

【原則2】 市場参加者は、相互の規律づけで市場の自己統治力を強化する。

【原則3】 政府は、市場を機能させる観点から規制環境を再設計する。

【課題】 市場経済の基盤となる「社会の耐震化」

【原則4】 国民の安心を支える社会基盤を充実させる。

【原則5】 リスク・危機管理体制を不断に強化する。

【課題】 自律的成長に向けた「市場の積極的活用」

【原則6】 民間主導で、社会的課題を意識した価値創造を追求する。

【原則7】 わが国は世界やアジアの持続可能な発展に貢献し、共に成長する。

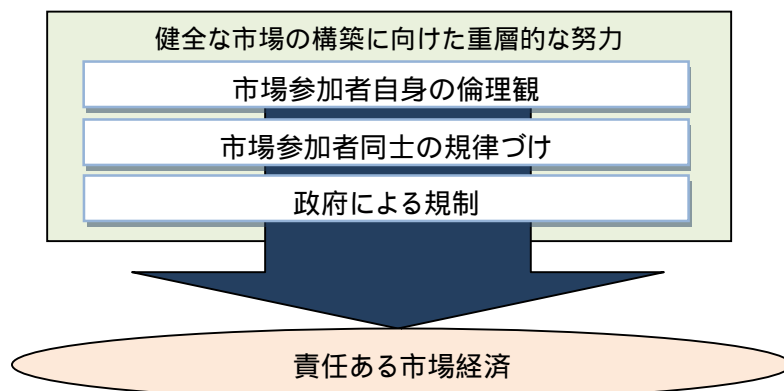
2. 市場を中心とする健全な経済社会を築くための「7原則」

(1) 自由と規律の均衡がとれた「健全な市場の構築」

我々が信頼の要となって「責任ある市場経済」を追求する

自由と規律の均衡がとれた健全な市場の構築には、三つの重層的な努力を不断に積み重ねていくことが必要である。すなわち、第一に市場参加者自身の倫理観の醸成、第二に市場参加者同士の規律づけ（市場の自己統治）、そして第三に政府による適切な規制である。

その際、企業経営者である我々は、第一、第二の取り組みによって市場の自己規律向上に全力を尽くし、信頼の要となって、市場参加者が倫理や社会的責任を重視する「責任ある市場経済¹⁰」を追求していく。また、政府による規制は、市場の自己規律の限界を“適切に補完”するものであるという考え方を貫く。



¹⁰ 責任ある市場経済 (Responsible Market Economy): 2003年6月のエビアン・サミットでは、「企業の社会的責任 (CSR)」への関心の高まりを受け、「成長の促進と責任ある市場経済の増進 (Fostering Growth and Promoting a **Responsible Market Economy**)」と題するG8宣言が採択されている。市場経済が十分に機能するためには信頼が重要であり、企業の健全性、市場規律の強化、情報公開と透明性、効果的な規制、企業の社会的責任が、経済成長の基礎となる共通原則であるとする考え方である。

【原則 1】

経営トップは、企業倫理の実践者として行動する。

市場参加者自身の倫理観
市場参加者同士の規律づけ
政府による規制

経営トップの資質

健全な市場の構築には、まず何よりも市場参加者の行動のあり方が重要であり、その根底には高い倫理観がなくてはならない。したがって、市場の主要参加者である企業を率いる経営トップ自身がまず高い倫理観を持ち、自らの責任ある発言と行動で、企業理念や企業倫理を組織全体に浸透させる必要がある。

ここで言う企業倫理とは、法令遵守のレベルにとどまるものではない。「企業は社会からの負託を受けて、社会のために効率的な価値創造を任されている存在である」という高い使命感を持ち、その社会的使命を誠実に果たしていくことが真の企業倫理である。

その意味で、我々は単に株主の利益のみならず、顧客、社員、地域社会など社会のあらゆるステークホルダーを視野に入れ、「社会的責任経営¹¹」「三面鏡経営¹²」を実践し、磨きをかけていかなければならない。

また、新しいフロンティアを切り拓くイノベーションを起こすには、常に既存の枠組みや常識の壁を超える柔軟な発想と行動が必要であるが、同時にそれが社会にとって良いものかどうかを判断する高い倫理観を併せ持たなければならない。金融機関について言えば、金融工学の発展自体は社会にとって有用であっても、それを乱用して行き過ぎたマネーゲームに興じることは、決して社会から負託を受けた使命ではないという判断ができなければならない。

こうした責務を果たしていない経営トップは、たとえ短期的に好業績を達成したとしても、持続的な成長を実現することは困難である。そのような経営姿勢は中長期的にはリスク要因となり、経営トップとしては相応しくない。さらに、高い倫理観を備えた人物を次世代の経営者として育成・選抜していくことも求められる。

¹¹ 社会的責任経営： 経済同友会『日本企業の CSR:現状と課題』(2004年1月)では、「様々なステークホルダーを視野に入れながら、企業と社会の利益を高い次元で調和させ、企業と社会の相乗発展を図る経営のあり方」と定義した。

¹² 三面鏡経営： 経済同友会『今こそ企業家精神あふれる経営の実践を』(2009年4月)では、「『資本市場(株主)』『従業員(雇用)』『社会』という三つの価値に焦点をあて、これらの価値に対して自らの行動を常に照らし合わせ、中長期的視点から価値を創造する経営」と定義した。

業績評価・報酬体系

倫理や社会的責任の具体的実践の一例として、コンプライアンス体制、内部統制、CSR 担当部署など社内体制が整備されているが、形式だけで終わらせないために、企業の中長期的発展に資する倫理や非財務面の評価指標を開発・充実させ、こうした観点から個人や企業の業績を評価する風土を築くことも求められる。

個人に対する評価では、過度に短期的利益の追求を誘発するような業績評価・報酬制度の再検討が必要である。今回の金融危機では、金融機関幹部やファンドマネジャーの巨額報酬が問題となったが、過度な業績連動のインセンティブが与えられる一方、経営破綻や運用損失の責任が限定的では容易にモラルハザードが生じる。

業種を問わず成果主義の導入が進んでいる中で、成果主義をうまく機能させ、過度に短期的な利益追求などモラルハザードを防ぐためには、例えば評価・報酬体系に倫理や非財務面の評価を適切に組み込むことや、「クローバック条項（clawback provision）¹³」など事後的な調整条項を入れることなどが考えられる。

企業に対する評価では、倫理や非財務面も含めた評価指標に基づく目標設定、評価の実施、評価の結果に至るプロセスの情報開示による透明性確保を積極的に実行していくことが必要である。

例えば、経済同友会では、「市場の進化」の考え方に基づいた社会的責任経営に関する「自己評価シート」を開発し、企業経営者の気づきのツールとして活用することを提唱してきた¹⁴。他にも、国連の「グローバル・コンパクト¹⁵」「責

¹³ クローバック条項 (clawback provision)： 経営者や社員に支払った賞与等を、後に返還させることができることを定めた条項であり、既に導入している企業もある。例えば、ファンドの運用成績に基づいてファンドマネジャーに成功報酬を支払った後、そのファンドに巨額な損失が生じた場合や、企業に著しい不利益を与える経営判断のミスが後に発覚した場合などが想定される。また、契約で定められた一定額以上の成績をあげた場合には、将来の損失に備えて超過報酬分を留保する形態もある。

¹⁴ 経済同友会版「社会的責任経営自己評価シート」： 経済同友会『第 15 回企業白書 / 「市場の進化」と社会的責任経営』（2003 年 3 月）で提唱し、2009 年度で 3 回目の調査となる。

¹⁵ グローバル・コンパクト (GC; Global Compact)： 1999 年にアナン国連事務総長 (当時) が提唱。人権、労働基準、環境、腐敗防止にかかわる 10 原則を支持する企業が署名し、責任ある企業市民として行動していくことを表明する。

任ある投資原則¹⁶」への署名や、「重要業績評価指標¹⁷」や「知的資産経営報告¹⁸」のように、財務指標以外の評価指標を開発する動きも増えており、各社のニーズに合わせて積極的に参加・活用することが望ましい。

同時に、このような評価指標を重んじる市場や社会の“進化”も必要であり、企業として引き続き「市場の進化」に努力するとともに、教育やマスコミなどの果たす役割にも期待する。

【原則 2】

**市場参加者は、
相互の規律づけで市場の自己統治力を強化する。**

市場参加者自身の倫理観
市場参加者同士の規律づけ
政府による規制

企業・業界による自主規制ルール

市場のルールや監視体制など市場インフラを整備する場合、業種によっては、まずは市場参加者である企業や業界が自主規制ルールを定め、相互の健全なピア・プレッシャー（仲間からの圧力）によって規律を働かせ、市場の自己統治力を高めることによって「市場の自治」を確立し、それを最大限守り抜く姿勢が重要である。

例えば、経済同友会では資本市場について「市場に最も近い立場にある自主規制機関が、取引現場の実務・実態を活かしながら自主規制ルールを定め、市場及び市場参加者を主体的に監視、監督していくこと」を既に提言している¹⁹。

こうした「市場の自治」の前提として、顧客の利益を優先する精神の徹底が必要である。例えば、金融分野については、証券会社、銀行等、保険会社に対

¹⁶ 責任投資原則 (PRI; Principles for Responsible Investment) : 2006 年にアナン国連事務総長 (当時) が提唱。投資の意思決定に ESG 課題 (環境、社会、企業統治) への配慮を促す原則であり、機関投資家が署名する。

¹⁷ 重要業績評価指標 (KPI; Key Performance Indicators) : 財務以外も含めた業績目標の達成度を測るための指標であり、それを営業報告書等で自己開示する。その評価項目は、各企業の戦略によって異なり、広くは社会的責任の取り組みも含まれる。

¹⁸ 知的資産経営報告 (Intellectual Asset Management Report) : 企業競争力の源泉となる目に見えない知的資産、例えばブランド、組織力、顧客とのネットワークなどを把握・評価し、企業の価値創造に活かすとともに、ステークホルダーに企業の真の価値を伝える試み。デンマークは世界に先駆けて、「知的資本報告書」の開示を法制化した。わが国でも、経済産業省が知的資産経営報告の普及を推進している。

¹⁹ 経済同友会『世界の投資家から信頼される資本市場の確立』(2007 年 4 月)

して、すでに利益相反管理のための体制の整備（顧客の利益を不当に害することがないように、適正な情報管理と適切な内部管理体制を整備すること）が法令上要請されている。各業態を規律する法令の施行後の事例などを考慮しつつ、現在の状況について、いわゆる「受託者責任²⁰」の観点から自主的に再点検することにも価値があると考えられる。

また、規制改革の推進によって医療、介護、保育などの社会サービス分野などに民間企業が参入する場合、NPO などの民間の中立的組織も活用しながら、サービスの質の評価、ベンチマークや評価結果の公開、問題企業に対する警告などを自主的に推進し、民間に対する信頼を得るために自ら努力していく必要がある。

ただし、市場を機能させるという観点から、こうした自主規制ルールは市場の乱用に対しては厳しく臨むとともに、業界内の談合・横並び体質の助長や、新規参入制限や競争抑制的なものにならないよう留意し、自主規制に対する社会的な信頼を維持するような運用が必要である。

株主・投資家や顧客・消費者の視点によるガバナンス

次に、市場の自己規律向上の一環として、資本の論理を通じ、企業倫理やガバナンスのあり方を外部からモニタリングし、規律付ける「社会的責任投資家」を育成・拡大することも重要である。従来、「モノを言う株主」と言えば、短期的な株主利益を追求するイメージが強い。しかし、機関投資家などが中長期的な株主利益の追求という立場に立ち、倫理や社会的責任の観点から企業の健全性や持続可能性を監視し、「モノを言う株主」として懸念事項を表明し、是正を求めていくことで、市場を通じたガバナンスの強化が期待できる。企業側も、IRを通じてこうした健全な投資家を発掘していく努力も必要である。

²⁰ 受託者責任：法律的には「信託義務」(fiduciary duty)のことを言い、わが国では民法、商法、信託法の各一般法に規定が整備されている。例えば、信託業務では、受託者は依頼人から信託財産の譲渡を受け、所有権を有することになるために、注意義務(duty of care / 「プルードント・マン・ルール」< prudent man rule >)とも言われ、思慮分別がある人であれば、当然注意すべき相当の注意を払って資産運用を行う)、忠実義務(duty of loyalty / 自分の利益と依頼人の利益が衝突する際には、依頼人の利益を優先する)など、様々な義務を負う。詳しくは、神田秀樹「いわゆる受託者責任について：金融サービス法への構想」(財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』、2001年3月)を参照。

また、こうした市場における外部の健全な視点を通じたガバナンスでは、投資家に加えて、顧客や消費者も重要な役割を果たす。問題のある企業に対して、倫理観ある投資家が投資を控えたり、顧客や消費者が購買を避けたりすることで警告を発し、市場の「選択」機能が健全に働けば、自浄作用が働くことも期待できる。

【原則3】

政府は、市場を機能させる観点から規制環境を再設計する。

市場参加者自身の倫理観
市場参加者同士の規律づけ
政府による規制

過不足のない規制環境

政府による規制は、市場を機能させる観点から再設計し、過不足のない規制環境を実現していく必要がある。

金融分野においては、既に世界的に規制強化の方向が打ち出されている。特に巨額の「カネ余り（過剰流動性）」が存在する今日においては、市場の暴走を防ぐために適切な規制強化は必要である。ただし、行為規制などの事前的・予防的規制が厳格に過ぎると、悪質な事業者を取り締まることはできても、良質な取引の制約となりかねないことに留意すべきである²¹。

一方、こうした金融で生じた問題を、経済活動全般の事前規制強化に単純に結び付けるのは誤りである。原則として、経済活動は市場の自己規律の向上を中心に据え、事後監視に軸足を置くことが望ましく、その流れは引き続き堅持すべきである。こうした観点から、公正取引委員会の機能強化、「日本版 SEC²²」の設立など、市場を監視するためのインフラ強化が必要である。併せて、迅速かつ公正な紛争処理を実現するため、司法制度の整備を推進することが望ましい。

また、こうした社会においては、市場参加者自身も自己責任の下、様々なりすくの適切な把握や評価を行うことが不可欠となるが、その前提として、タイムリーで適切な情報の開示が確保されなければならない。この関連では、国際

²¹ 本委員会では、今回の金融危機を踏まえた金融規制のあり方については具体的に検討していないため、ここでは個別具体的な提言は行っていない。

²² 日本版 SEC：経済同友会では、米国証券取引委員会（SEC; Security Exchange Committee）の組織と権限を参考に、現行の証券取引等監視委員会を強化した「日本版 SEC」の創設を求めている（前掲『世界の投資家から信頼される資本市場の確立』参照）。

的な会計基準の見直し作業が、引当のあり方や証券化商品の情報開示のあり方などをめぐって鋭意進められている。

早期警報体制（アーリー・ウォーニング）

さらに、今回の金融危機の経験から、特に金融分野において、危機が起きてからの救済では、その被害の規模や範囲が拡大してしまうことから、個別金融機関の危機対応能力の向上策だけでなく、危機を事前に察知し、早期に警報を出す体制の必要性、特に金融システム全体の安定性を監視する「マクロプルーデンス」政策の必要性が議論されている。その関連で、金融機関の自己資本のバッファを導入する考え方や、金融市場全体の動向を把握するための共通な指標、例えば流動性比率の導入などがテーマとなっている。

マクロプルーデンスを担う機関としては、例えば米国の「金融サービス監督協議会²³」、EUの「欧州システミック・リスク理事会²⁴」が創設されている。わが国においては、90年代の経験を踏まえて、財政当局、金融監督当局、中央銀行による三者による連携体制が構築されており、金融危機管理の上でも既に機能を発揮してきている。今後は、「金融市場監視」の面でも、例えば「システム上重要な金融機関」の監視をめぐる国際的連携も含めて、その強化が求められる。

こうした市場の事後監視や、危機の早期警報体制の実効性を高め、市場の活力を損なわせない「スマートな監視」を行いながら、市場の自己規律を適切に補完していくことが必要である。

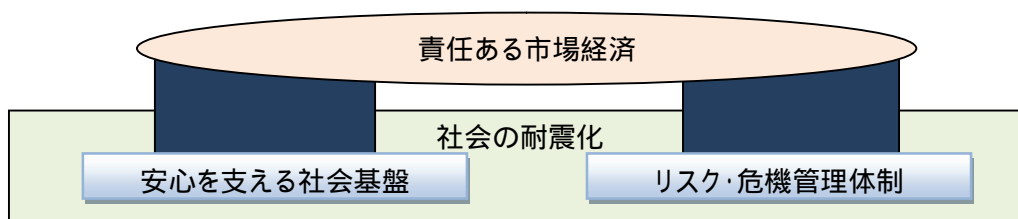
²³ 米国金融サービス監督協議会(FSOC; Financial Services Oversight Council): 財務長官が議長となり、連邦準備制度理事会議長など関係機関の長から構成される。関係機関の協調体制を築き、システミック・リスクを監視する。

²⁴ 欧州システミック・リスク理事会(ESRB; European Systemic Risk Board): 欧州中央銀行総裁、加盟国中央銀行総裁などから構成される。システミック・リスクを監視し、必要に応じて加盟各国の当局に警告・勧告を行う。

(2) 市場経済の基盤となる「社会の耐震化」

危機やグローバル大競争に耐え得る社会を築く

危機やグローバル大競争に耐え得る社会を築くために、市場経済の基盤となる社会の耐震化を図る必要がある。具体的には、第一に、国民の安心を支える社会基盤（セーフティネット、医療、教育など）の充実、第二に、危機や改革に伴う負の影響を最小限にとどめるためのリスク・危機管理体制の強化、が必要である。



【原則4】

国民の安心を支える社会基盤を充実させる。

再挑戦を促すセーフティネット

今回の危機が実体経済に波及する過程で、非正規雇用を中心に急速な雇用調整が起きたが、これまでの正規雇用を主眼に置いたセーフティネットではこうした事態に十分対応できないことが明らかになった。これからの時代のセーフティネットは、多様な就業形態を視野に入れて再構築した上で、さらに再挑戦を促し、新しい環境に迅速に対応していくための「スプリングボード型²⁵」が求められる。

例えば、今回の危機対応の一環で「職業訓練期間中の生活保障給付制度」が創設されたが、これは再就職支援よりも生活支援に重きが置かれた制度である。したがって、職業訓練や再就職支援を民間の知恵も活かしながら、時代のニーズに合ったものに改革・拡充すべきである。また、再挑戦の機会を拡大するためには、セーフティネットの強化と併せて、厳格な解雇規制を緩和し、労働市場の柔軟化を図り、労働力の移動が容易になるように流動性を増す方策を進めることも必要である。

²⁵ 失業しても、早期に再就職を促すような「跳躍台(スプリングボード)」となるセーフティネット。

こうしたセーフティネットの再構築については、デンマークやオランダなどでの成功事例を受けて、EU 全体の戦略として検討されている「フレキシキュリティ (flexicurity)」政策が参考となる。「フレキシキュリティ」とは、雇用の「柔軟性 (flexibility)」と「保障 (security)」を組み合わせた造語であり、解雇規制を緩めて雇用の流動性を高めつつ、失業手当を充実させ、職業訓練や再就職支援などの「積極的労働市場政策」を展開することによって、失業者を早期に労働市場に復帰させ、衰退分野から成長分野への雇用転換も容易にするという政策である。

所得再分配

また、所得再分配のあり方についても、あらためて国民的議論が必要である。例えば、真の生活困窮者に対しては生活保護が支給されているが、就労によって所得が増えれば給付が減額されるため、就労意欲に結び付かないという欠点がある。その意味で、一例として、現在検討されている「給付付き税額控除」は、就労意欲を低めることなく生活支援が行われる制度であり、社会の活力と安心を両立する観点から、所得を正確に把握するための「納税者番号制度」と併せて早期導入が望ましい²⁶。

医療や教育などの社会基盤

さらに、国の危機的な財政状況の中で、医療や教育といった国民生活の安心を支える社会基盤の衰退が懸念されている。こうした社会基盤の充実があっても、人が育ち、地域の絆が生まれ、市場経済の基盤となる社会の活力が生まれるのであり、早急な対応が必要である。

その際、厳しい財政状況の中で、資源を効率的に配分し、新しい発想や創意工夫で最大の効果を発揮するためには、政府のみならず、企業や市民社会 (NPO、社会企業等) が連携し、それぞれの有する資源、知識、能力を総動員することが不可欠である。

政府は、企業が活動しやすい環境や、台頭しつつある NPO や社会的企業等の市民社会セクターを育てる環境を整備する必要がある。

企業は、こうした分野での事業展開によって、効率的な業務運営、創意工夫

²⁶ 経済同友会『財政健全化に一步を踏み出し、持続的な成長につなげよ 歳出・歳入一体改革の早期断行を求める』(2009年11月)。

の発揮によるより良いサービスの開発・提供などの面でも貢献ができる。また、地域住民や社員などの生活の安心があつてこそ、企業が中長期的に発展する基盤が築かれるという観点に立ち、事業活動や社会貢献活動を通じて、若年層の育成・活用、子育て支援、地域活性化などに積極的に取り組むべきである。

実際に地域の現場では、子育て・育児支援、再就職支援など行政による様々なメニューが提供され、人材やアイデアが随所に存在するにもかかわらず、行政の縦割りの弊害や各セクター間の連携不足により、こうした資源が有効に活用されていない例がある。企業経営の視点から見ると、経営の観点を導入することで解決できる問題が多くあると考えられ、我々企業経営者としても、その経験を活かした貢献も考えたい。

なお、国民一人ひとりがこうした社会基盤の恩恵を享受するためには、税・社会保険料の応分の負担を厭わず、その用途を厳しい目で監視するとともに、自らの能力や時間を社会のために使う覚悟が求められる。

【原則5】

リスク・危機管理体制を不断に強化する。

今回の危機の経験を踏まえ、リスク・管理体制の改善に向け、不断の努力を続け、経済の振幅が激しい時代に対応していくことが必要となる。

企業のリスク・危機管理

企業レベルでは、平常時からリスクを適切に把握し、自己資本の充実や準備金の積立など必要な措置を予め講じておくリスク管理や、危機が起きた際に迅速に対応する危機管理体制の整備が既に進んでいる。今回の危機の経験を踏まえ、各社の対応ぶりに関する成功・失敗事例を分析し、その更なる強化を図るべきである。

今回の危機を通じて、企業や金融機関が、金融面のリスクについて十分に注意を払わなかったことが、金融の行き過ぎを招いた面がある。投資家や企業、金融機関だけでなく、その行動を監査する監査法人、監督をする監督当局などは、リスクを評価する能力を不断に高めていく必要がある。その際、金融資産は日進月歩で複雑になっていくので、リスク評価技法の高度化も怠れない。

国のリスク・危機管理

また、国レベルでは、専門家の叡智を結集し、迅速に危機対策を策定できる体制を構築する必要がある。今回の危機において、発生直後に日銀総裁も参加した「金融関係閣僚会議」が開催されたり、短期間に大規模な経済対策がとりまとめられたりしたが、経済がますます複雑化する今日においては、専門家の更なる活用が必要である。従来型の審議会や政策会議ではなく、短期間に叡智を結集できる機動的なネットワークを予め構築しておくことが望ましい。

グローバル・ガバナンス

今回の金融危機に対応するため、新興国を含む主要 20 カ国・地域 (G20) は第 1 回米国ワシントン (2008 年 11 月)、第 2 回英国ロンドン (2009 年 4 月)、第 3 回米国ピッツバーグ (2009 年 9 月) と金融世界経済に関する首脳会合 (金融サミット) を開催し、金融システム安定化や景気刺激のための財政出動に向けて協調することを決定した。

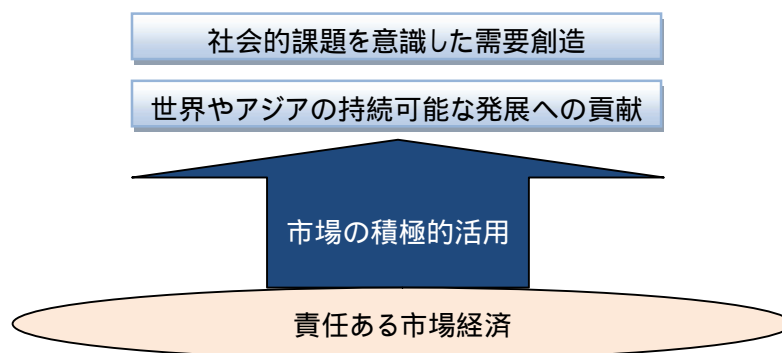
第 3 回会合では、G20 を「我々の国際経済協力に関する第一のフォーラム (the premier forum for our international economic cooperation)」と位置づけ、常設化するなど²⁷、グローバル・ガバナンスの新しい姿が模索されつつある。参加国・地域の数が多く、先進国と新興国の利害が交錯する G20 の枠組みでは合意形成が難しく、どこまでが有効なものとなるのかは現時点で判断できないが、参加国・地域が経験を積み重ね、多くの参加者がそれぞれの立場を下敷きにしながらも、世界経済全体に対する責任意識を次第に強めていくことを通じ、この枠組みが機能していくことを期待したい。

また、欧州通貨基金構想やアジア通貨基金構想など、財政問題を抱える国を地域で支える枠組みも模索されている。わが国としても、こうした地域のガバナンスにも引き続き積極的に関与していくことが求められる。

²⁷ Pittsburgh Summit, *Leader's Statement*, September 25, 2009. 仮訳は外務省ウェブサイトより。

(3) 自律的成長に向けた「市場の積極的活用」 「市場」を社会利益のために活かす

成熟期にある日本経済において、新たな成長の源泉となるのが、社会的課題の中に存在する潜在的需要の掘り起こし、世界やアジア地域の持続可能な発展へのビジネスを通じた貢献、である。我々は、市場のもたらす活力を積極的に活用し、これらのフロンティアを開拓していく必要がある。「市場」は、単なる「金儲け」の道具ではない。健全な市場競争を通じて社会に有用な製品・サービスを開発・提供し、それが市場や社会から評価された結果として経済的利潤を得ることができるという哲学こそ、我々のめざす「責任ある市場経済」の基本であり、「市場」を社会の利益のために積極的に活用する、という視点が不可欠である。



【原則6】

民間主導で、社会的課題を意識した価値創造を追求する。

社会的課題を意識した需要創造

国内外には、少子・高齢化、地球温暖化、資源・エネルギーの制約、貧困、感染症など様々な課題が山積している。企業としては、課題解決に資する技術、商品、サービスに対する潜在的需要をいち早く掘り起こすことが、新たな成長の源泉となり、また、課題解決にもつながるのであり、こうしたフロンティアを積極的に開拓していく必要がある。

その際、巨額の資金を必要とする研究開発や直ちに市場拡大が難しい分野においては、政府による支援（税・財源措置）も必要となるが、政府は「触媒」としての役割に徹し、できるだけ民間の健全な競争や創意工夫を促すことが望ましい。

規制改革の推進

このような社会的課題を意識した需要創造を追求する上で、重要になるのが規制改革である。少子・高齢化といった社会的課題に関連する医療、介護、保育などの社会サービス分野は、これまで公的関与が強い分野であった。

医療における混合診療の解禁、保育における面積要件の緩和など、利用者のニーズを踏まえながら規制改革を推進し、民間企業の新規参入や新サービスの開発・提供を促す環境を整備することによって、産業としての発展も期待できる。その際、民間事業者には利用者の視点に立って良質のサービスを提供するという自己規律が求められることは言うまでもない。

また、危機対応に伴う公的金融の拡大や、郵政民営化の見直しなどの動きの中で、公的金融の拡大が懸念されている。官から民への資金の移動を進めることにより、公的金融の肥大化を防ぎ、民間金融機関中心の効率的な金融制度の推進を図ることが重要である。

社会的企業、BOP ビジネス

また、最近では、社会的企業や BOP²⁸ビジネスなど、ビジネスを通じて社会的課題の解決を図る手法が注目を集めている。未だその認知度は決して高いとは言えないが、こうした新しい視点を持つ起業家が広く認知され、BOP ビジネスに積極的に取り組む企業が市場から評価を受ける社会こそ、我々のめざす「市場の進化」が具体的に“深化”した姿である。その意味で、こうした潮流を拡大していくために、我々も積極的に啓発・実践し、後押ししていきたい。

【原則 7】

わが国は世界やアジアの持続可能な発展に貢献し、共に成長する。

世界の活力の取り込み

中国やインドなど新興諸国の台頭により、グローバル大競争時代が本格化している。こうした中で、中国がわが国の GDP を抜き、世界第 2 位の経済大国に

²⁸ BOP (Base of the Economic Pyramid または Bottom of the Pyramid): 世界の人口の所得分布はピラミッド型()で表わされるが、世界人口の約 72% に相当する約 40 億人が年収 3,000 ドル以下で生活しており、こうしたピラミッドの下層となる層を BOP と呼ぶ。BOP ビジネスとは、こうした貧困層を対象に、貧困削減など社会的課題の解決を視野に入れたビジネスを展開することを指す。参考: 経済産業省『BOP ビジネス政策研究会報告書』(2010 年 2 月 3 日)

なる時期も近付いている。また、わが国が競争優位を誇ってきた科学技術やものづくり分野においても、他の先進国も含めて熾烈な競争が展開されており、その地位は決して安泰ではない。しかし、わが国としては、これを後ろ向きに捉えるのではなく、イノベーションの推進と国際競争力の向上に向けた前向きな挑戦課題と考えるべきである。

まず、「社会の耐震化」を図りつつ、国の産業構造や企業の事業構造の転換を積極的に進め、人材や資金を高付加価値を創造する成長分野へと振り向けていく。環境技術などイノベーションの果実は、国内のみならず世界、特に経済関係が緊密なアジア諸国・地域にも積極的に展開し、事業活動を通じて各国の持続可能な発展に貢献する。また、その過程では、各国の優れた人材を積極的に育成・活用していく。こうした世界各地との win-win 関係を築くために、国内市場を積極的に開放し、経済連携をさらに推進していくことが必要である。

責任ある市場経済の先導的役割

さらに、世界経済の軸がアジアを中心とした東に移行しつつある中で、わが国は民主主義と市場経済の先進国として、「責任ある市場経済」をアジア地域に根付かせるための先導的役割を果たすべきである。そのためには、倫理や社会的責任に関する我々の価値観を積極的に発信し、現地の事業活動においても実践し、その範を示すべきである。また、地域の秩序やルールづくりにも積極的に関与することが求められる。

特に、アジア地域の域内市場の連携が進んでいく中では、公正な競争を確保するための競争法、知識経済化に伴って重要性を増す知的財産権法など、市場の共通インフラの整備に、わが国としてさらにリーダーシップを発揮していくべきである。

3 . 我々のめざす経済社会の姿

こうした原則に基づいて課題を解決していく先に見えるのが、我々のめざす市場を中心とする健全な経済社会の姿である。

- 企業は、自由な市場競争を通じて、たゆまざるイノベーションに取り組み、人々の生活に真の付加価値をもたらし、世界の持続可能な発展に資する最先端の技術、製品、サービスを提供し続ける。また、社会的責任経営を実践し、健全な市場の構築に向けて最大限の努力を続ける。「市場の進化」が社会的に定着し、こうした企業が市場で評価を受ける。
- 個人は自立し、市場参加者として当事者意識を持ち、健全な市場の構築や、安定した社会の実現に主体的に関与する。環境の変化にも柔軟に対応しながら自らの能力を高め、それぞれの幸せを追求する。
- 政府は、こうした企業や個人の努力を側面支援する立場に徹し、事後監視に軸を置いた自由で公正な競争を担保する環境を整備する。また、再挑戦を可能にするセーフティネットを用意し、危機の際には、問題解決に向けて迅速に対応できる体制を予め築いている。
- 政府、企業、市民社会などあらゆるセクターが連携し、それぞれの有する資源を活用し、危機にも耐え得る国民の安全・安心を築く。
- わが国は、健全な市場と安定した社会を実現し、グローバル大競争を勝ち抜き、世界の持続可能な発展に貢献し、責任ある市場経済の主要な柱として存在し続ける。

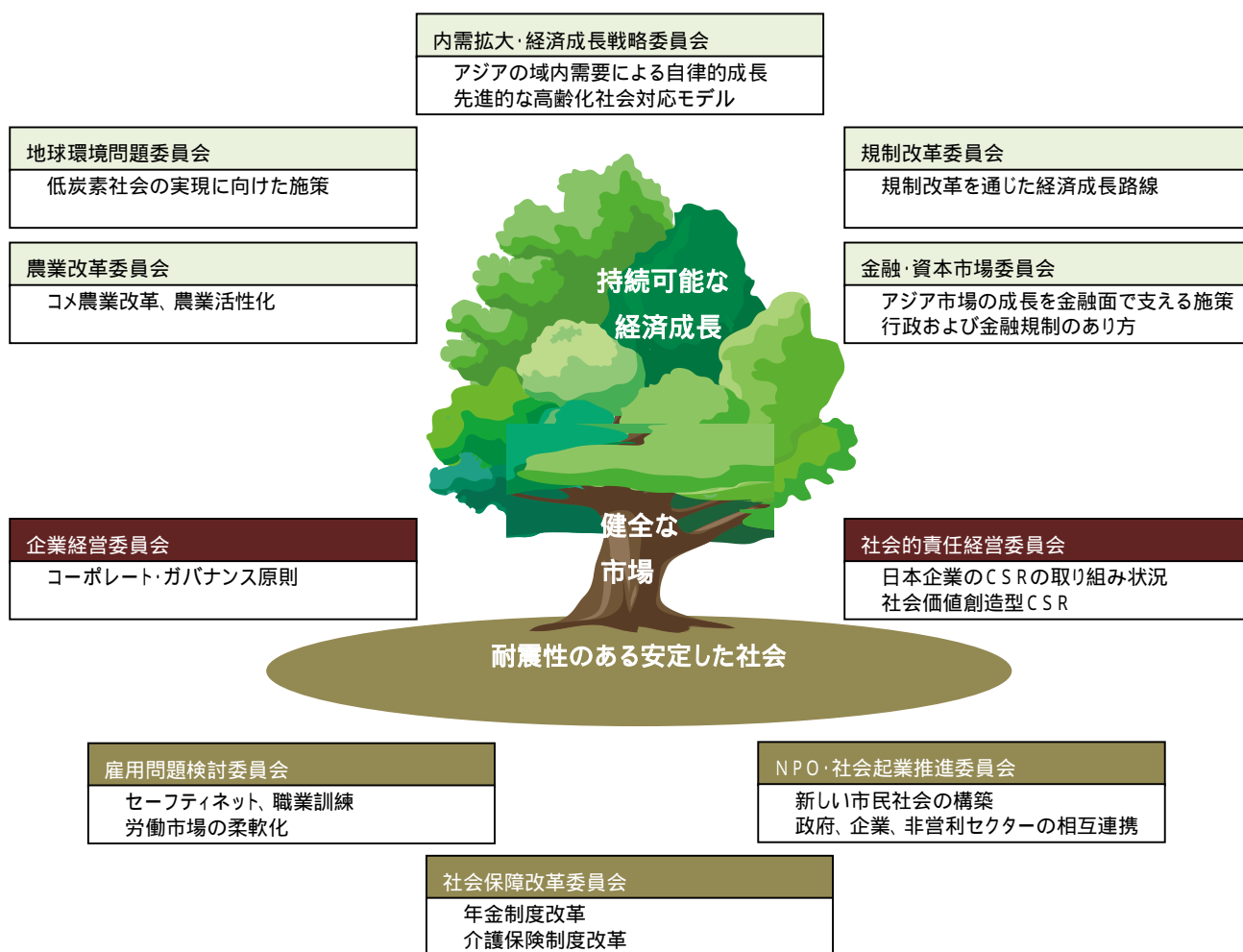
おわりに

以上で掲げた「7原則」は、我々の考え方の根幹であり、経済同友会の他の委員会、例えば企業経営委員会、社会的責任経営委員会、内需拡大・経済成長戦略委員会、規制改革委員会、金融・資本市場委員会、雇用問題検討委員会、NPO・社会起業委員会、社会保障改革委員会をはじめ、多くの委員会で検討されている個別具体的提言やフォローアップ活動によって随時補強されていくものと考ええる。

したがって、経済同友会としては、各委員会の成果を体系的にまとめていくことによって、我々のめざすべき経済社会のあり方を、より明確かつ具体的に示していくことが必要である。

我々は、ここにあらためて「責任ある市場経済」を担い、市場を中心に健全な経済社会の実現に向け、企業経営者として全力を尽くす決意をここに表明し、本論を締めくくる。

参考 他の委員会での検討テーマ（例示）²⁹



²⁹ すべての委員会やテーマを網羅したものではない。

2010年4月21日現在

2009年度 市場を中心とする経済社会のあり方検討委員会

(敬称略)

委員長

秦 喜 秋 (三井住友海上火災保険 取締役)

副委員長

秋 池 玲 子 (ホストコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター)

有 馬 利 男 (富士ゼロックス 相談役特別顧問)

稲 葉 延 雄 (リコー経済社会研究所 所長)

小野寺 研 一 (住友不動産 取締役社長)

鍋 島 英 幸 (三菱商事 副社長執行役員)

前 原 金 一

安 延 申 (フューチャーアーキテクト 取締役社長COO)

常任委員

河 合 良 秋 (キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)

喜 吉 憲 (カルチュア・コンビニエンス・クラブ 顧問)

清 原 健 (ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー)

田 幡 直 樹 (RHJインターナショナル・ジャパン エグゼクティブ・シニアアドバイザー)

濱 口 敏 行 (ヒゲタ醤油 取締役社長)

福 井 俊 彦 (キヤノングローバル戦略研究所 理事長)

委員

芦 田 邦 弘 (インスパイア 取締役会長)

天 野 定 功 (KDDI 取締役副会長)

石 井 健太郎 (石井食品 取締役会長)

石 井 茂 (ソニー銀行 取締役社長兼CEO)

稲川 広幸	(JALUX 特別顧問)
井上 明義	(三友システムアプライザル 代表取締役)
井上 健	(日本電設工業 取締役社長)
井上 秀一	(東日本電信電話 シニアアドバイザー)
岩下 正	(ロソ・スター・ジャパン・アソシエーションズ 会長)
上野 守生	(プロネクサス 取締役社長)
上村 多恵子	(京南倉庫 取締役社長)
大江 匡	(プランテックアソシエイツ 取締役会長兼社長)
大岡 哲	(リョービ 取締役)
大古 俊輔	(シトリックス・システムズ・ジャパン 取締役会長)
尾崎 英外	(あいおい損害保険 取締役会長)
小野 俊彦	(日新製鋼 相談役)
小幡 尚孝	(三菱UFJリース 取締役社長)
恩田 勲	(新日本有限責任監査法人 常務理事)
加賀山 進	(シマンテック 取締役社長)
鹿毛 雄二	(ブラックストーン・グループ・ジャパン 特別顧問)
門脇 英晴	(日本総合研究所 特別顧問)
金澤 薫	(日本電信電話 取締役副社長)
蟹瀬 令子	(ケイ・アソシエイツ 取締役社長)
兼坂 光則	(みずほ証券 常任顧問)
金重 凱之	(国際危機管理機構 取締役社長)
金田 治	(日本アイ・ビー・エム 副会長)
河野 春樹	(日本オイルターミナル 取締役社長)
河原 茂晴	(KPMG Japan(あずさ監査法人)グローバルマーケット統括パートナー)

川 村 治	(テー・オー・ダブリュー 取締役会長)
川 本 昌 寛	(シェルパ・インベストメント 代表取締役)
神 崎 泰 雄	(日興コーディアル証券 顧問)
北 原 義 一	(三井不動産 常務執行役員)
木 下 俊 男	(日本公認会計士協会 専務理事)
木 原 康	(長寿介護センター 取締役)
清 田 瞭	(大和証券グループ本社 取締役会長)
河 野 栄 子	(D I C 社外取締役)
小 島 兼 芳	(雄電社 取締役会長)
児 玉 正 之	(あいおい損害保険 取締役副会長)
小 林 公 雄	(キッツ 取締役会長)
斉 藤 惇	(東京証券取引所グループ 取締役兼代表執行役社長)
酒 井 重 人	(ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店 副社長)
佐々木 元	(日本電気 特別顧問)
佐 藤 葵	(ジェムコ日本経営 取締役社長)
澤 尚 道	(ピー・エヌ・ピー・パリア アセットマネジメント 常務取締役)
篠 崎 雅 美	(日本航空電子工業 会長)
洪 澤 健	(シブサワ・アンド・カンパニー 代表取締役)
島 田 博 文	(コムシスホールディングス 相談役)
清 水 修一郎	(三國機械工業 取締役社長)
志 村 康 昌	(U C Cホールディングス 取締役副社長)
白 川 祐 司	(あおぞら銀行 取締役会長)
神 農 雅 嗣	(セレコーポレーション 取締役社長執行役員)
鈴 木 孝 男	(三菱ふそうトラック・バス 取締役会長)

鈴木喜輝	(サーベラス ジャパン 取締役社長)
住川雅晴	(日立プラントテクノロジー 取締役会長 代表執行役)
高木勇樹	(日本ブランド農業事業協同組合 (J B A C) 顧問)
高島征二	(協和エクシオ 取締役会長)
高橋 衛	(ドイツ証券 常勤監査役)
高松 則雄	(住友生命保険 常務取締役)
宅 清光	(三機工業 相談役)
竹中 誉	(エル・ビー・エス 取締役会長)
竹林 義彦	(三井金属鉱業 取締役特別顧問)
多々良 義成	(豊商事 取締役相談役)
橘・フクシマ・咲江	(日本コン・フェリー・インターナショナル 取締役会長)
田中 芳夫	(産業技術総合研究所 参与)
谷口 恒明	(日本生産性本部 理事長)
津川 清	(OFFICE TSUGAWA 代表)
堤 清二	(セゾン文化財団 理事長)
手納 美枝	(デルタポイントインターナショナル 代表取締役)
寺澤 則忠	(三菱地所 顧問)
土居 征夫	(企業活力研究所 理事長)
遠山 真人	(菊水化学工業 取締役社長)
利光 國夫	(小田急電鉄 顧問)
富坂 良雄	(日本能率協会 最高顧問)
富田 純明	(日進レンタカー 取締役会長)
中尾 靖博	
中野 正健	(日本生産性本部)

中 村 公 一	(山九 取締役社長)
中 村 雅 信	(BNPパリバジャパン 取締役社長)
夏 目 誠	(JR東日本リテールネット 取締役社長)
南 原 晃	
野 口 章 二	(飯野海運 特別顧問)
野 坂 正 樹	(TMI総合法律事務所 チーフアドバイザー)
橋 本 昌 三	(野村総合研究所 相談役)
畑 川 高 志	(アメリカン・アッレザル・ジャパン 取締役会長・CEO)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 達 夫	(アークデザイン 取締役社長)
原 丈 人	(デフタパートナーズ グループ会長)
原 田 泳 幸	(日本マクドナルド・ホールディングス 取締役会長兼社長兼CEO)
原 田 滋	(機械産業記念事業財団)
原 田 靖 博	(フューチャー・アクト フューチャー・経済・金融研究所長)
伴 紀 子	(池袋松屋 取締役社長)
平 尾 光 司	(信金中央金庫 地域・中小企業研究所 所長)
平 田 正 之	(情報通信総合研究所 取締役社長)
廣 岡 哲 也	(フージャースコーポレーション 代表取締役)
廣 瀬 駒 雄	(ディレクトフォース シニアフェロー)
廣 瀬 勝	(森ビル 監査役)
福 川 伸 次	(機械産業記念事業財団 会長)
福 島 吉 治	(F & Kコンサルティング 取締役会長)
藤 井 俊 一	(藤井事務所 代表取締役)
藤 木 保 彦	(オリックス 相談役)

古橋和好	(ムラヤマ 専務取締役)
堀新太郎	(ベインキャピタル・ジャパン 会長・シニアエグゼクティブ)
本田桂子	(マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン ディレクター)
益戸正樹	(パークレイズ・キャピタル証券 副会長)
増淵稔	(日本証券金融 取締役社長)
松井角平	(松井建設 取締役会長)
松岡芳孝	(ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)
松崎昭雄	(森永製菓 顧問)
水上博和	(アドヴァンウェルスマネジメント 代表取締役)
南直哉	(東京電力 顧問)
武者陵司	(武者リサーチ 代表)
目崎八郎	(アフラック(アメリカファミリー-生命保険)シニアアドバイザー)
ホルスト・メルヒャー	(ドイツテレコム 取締役社長)
森哲也	(日栄国際特許事務所 代表社員・所長・弁理士)
森浩生	(森ビル 専務取締役)
森正勝	(アクセンチュア 最高顧問)
森康明	(インフィオテクノロジー・ジャパン 取締役社長)
守田道明	(上田八木短資 取締役社長)
八木和則	(横河電機 取締役専務執行役員)
安田育生	(ピナクル 取締役会長&CEO)
柳省三	(柳マネジメントコンサルタンツ 代表取締役)
山中衛	(HOYA 相談役)
横山隆吉	(不二工機 取締役社長)
吉田晴彦	(富士ゼロックス 取締役専務執行役員)

吉 村 幸 雄	(シティグループ・ジャパン・ホールディングス 執行役員 ガバメント・アフェアーズ 担当)
米 澤 健一郎	(ソニー学園 理事長)
米 谷 憲 一	(商船三井 取締役副社長執行役員)
林 原 行 雄	(シティグループ・ジャパン・ホールディングス 常任監査役)
和 田 裕	(日本イノベーション 取締役社長)

以上143名

事務局

岡 野 貞 彦	(経済同友会 執行役)
齋 藤 弘 憲	(経済同友会 企画部 部長)
藤 井 大 樹	(経済同友会 企画部 アソシエイトマネージャー)